

令和8年度 鳥羽市宿泊施設美観整備事業補助金Q & A

I 制度の目的について

問1 この補助金はどのような目的で実施するのですか。

答 本補助金は、宿泊税を活用し、市内宿泊施設の景観や魅力の向上を図ることで、宿泊者の満足度向上など受入環境の充実を推進することを目的としています。

II 補助対象事業について

問2 どのような事業が対象になりますか。

答 主に次のような事業が対象となります。

- ・ 外壁、屋根、看板、照明等の外観整備
- ・ 玄関、ロビー、廊下等の共用部分の改修
- ・ バリアフリー化、省エネルギー化、省力化等の設備整備
- ・ その他、宿泊者満足度の向上に資する事業

問3 設備の更新だけでも対象になりますか。

答 対象となりますが、本補助金は景観向上及び魅力向上を目的としているため、単なる設備更新や維持管理に留まる事業よりも、景観や宿泊者満足度の向上に効果的な事業を優先的に評価します。

III 補助申請について

問4 申請期間を教えてください。

答 令和8年6月15日（月）から令和8年7月3日（金）午後5時までです。

問5 申請書類はどのように提出すればよいですか。

答 申請書類は、原則として観光商工課窓口へ持参により提出してください。
受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
なお、募集期間最終日の受付は午後5時までとなりますのでご注意ください。

問6 複数の宿泊施設を運営している場合、施設ごとに申請できますか。

答 申請できます。
ただし、補助金の交付は同一宿泊施設につき同一年度1回となります。

問7 申請すれば必ず補助を受けられますか。

答 補助金の交付は申請内容を審査したうえで決定します。
申請額の総額が予算額を上回る場合は、審査結果に基づき採択事業を決定するため、不採択となる場合があります。

問8 審査結果の内容を教えてください。

答 審査結果については、採択又は不採択の結果を通知します。
なお、公平な審査を確保するため、個別の採点内容、順位、他の申請者に関する情報等については公表しません。

IV 審査について

問9 審査ではどのような点が評価されますか。

答 主に次の観点から総合的に審査します。

- ・ 景観向上効果
- ・ 宿泊者満足度向上効果
- ・ 事業の妥当性及び実現性
- ・ 受入環境改善効果

特に景観向上効果を重視して評価します。

問10 どのような事業が採択されやすいですか。

答 本補助金は「宿泊施設美観整備事業」であることから、景観向上及び施設の魅力向上に寄与する事業を重視して審査を行います。

特に、

- ・ 外観の改修
- ・ 景観形成基準に配慮した整備
- ・ 宿泊者が利用する共用部分の改修

など、事業効果が高いと認められる取組を優先的に評価します。

V 景観に関する手続きについて

問11 景観に関する事前相談は必要ですか。

答 外観整備等を行う場合は、「市建設課まちづくり整備室」への事前相談を行っていただくようお願いしています。

景観形成基準との整合や周辺景観との調和が図られた事業は、審査における評価要素の一つとなります。

VI 補助金額について

問 12 補助率及び補助上限額を教えてください。

- 答 補助率及び補助上限額は次のとおりです。
- ・ 補助対象経費のうち 200 万円以内の部分：10/10
 - ・ 補助対象経費のうち 200 万円を超える部分：1/2
 - ・ 補助上限額：300 万円

問 13 補助対象経費に消費税は含まれますか。

答 課税事業者については、消費税及び地方消費税を除いた額が補助対象経費となります。なお、消費税の仕入税額控除を受けることができない場合は、個別にご相談ください。

VII 他の補助金との併用について

問 14 国や県の補助金と併用できますか。

答 国や県等の補助金との併用は可能です。ただし、同一の工事内容又は経費に対して重複して補助を受けることはできません。

対象箇所や対象経費が明確に区分されている場合は、併用が可能となる場合があります。その際は、対象範囲や経費区分が確認できる資料等をご提出いただく場合があります。

なお、県補助金との併用の可否については、補助制度ごとに取扱いが異なるため、県へ別途ご確認ください。

VIII 事業実施及び実績報告について

問 15 交付決定前に工事を始めてもよいですか。

答 交付決定前に着手した事業は補助対象となりません。
必ず交付決定後に事業へ着手してください。

問 16 実績報告書はいつまでに提出すればよいですか。

答 補助事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。
ただし、令和 9 年 3 月 31 日までに事業及び支払いのすべてを完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。事業が完了していても、支払いが完了していない場合は実績報告できませんのでご注意ください。

問 17 事業完了後は何を提出しますか。

答 実績報告書のほか、収支決算書、領収書等の写し、施工前後の写真などを提出していただきます。

詳細は交付決定時にお知らせします。